

平成 23 年  
1 月 13 日  
発行

# 出雲の水

私たちの水道・下水道

発行者：出雲市上下水道局

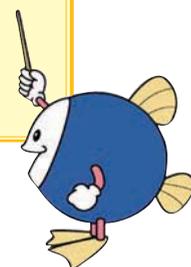


**水道料金・下水道使用料が変わります。**

改定実施時期



平成 23 年 6 月検針分から……………下水道使用料  
平成 24 年 6 月検針分から……………水道料金



▲来原浄水場の中央監視室

水道事業は、皆様のライフラインの一つとして、『安心、安全な水道水の安定供給』を最も重要な使命とし、より良質で美味しい水を安心してお飲みいただけるよう、水源の確保や浄水水質の改善などに取り組んでいます。また、災害時の緊急対策や老朽施設の更新などを計画的に進め、断水が起こらないよう安定給水に努めています。

下水道事業は、快適な生活環境の確保や河川・湖などの水質保全といった重要な役割を担っています。本市における平成 21 年度末の汚水処理人口普及率は 71.3%であり、少しでも早く市内全域で、皆様に快適な生活環境が提供できるよう事業を推進しているところです。

しかし、施設整備を進めるにつれての維持管理費は増え、借入金も多くなってきています。

さて、これらの事業は、受益者である皆様に「水道料金」や「下水道使用料」を負担いただきながら運営しています。

今回は、事業の現状や課題、今後の計画、水道料金・下水道使用料の改定内容ほかについてお知らせします。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。



▲下水道の排水管設置工事

# I.水道事業について

## 1. 整備状況

### 現状と課題

上水道事業は現在、計画給水人口を 133,300 人、計画一日最大給水量を 60,800 m<sup>3</sup>と定め、各種の施設整備事業に取り組んでいます。

また、市内では上水道事業のほか、周辺の中山間地域や半島部を中心に、簡易水道 15 箇所、飲料水供給施設 1 箇所を運営しています。

水道事業の課題として、渇水時などにおける安定給水対策や水質面でのクリプトスポリジウム\*（病原性原虫）や赤水対策などの水質改善が求められています。施設面では水道事業の給水開始から 50 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後、老朽施設の更新や耐震化などが重要な課題となっています。

### 取り組み

水道事業では、お客様のニーズに対応した「安心、安全な水道水の安定供給」を目指し、水質面、安定給水面、環境面、事業管理面などの具体的な目標を掲げ、事業に取り組んでいます。

## 良質でおいしい水の供給「安心・安全」

### ■ 具体的目標と事業 ■

#### ①水源の確保

⇒水量や水質の不安定な水源について、県営の水道用水供給施設からの受水に変更し、そのための施設整備を行います。

#### ②浄水水質の改善

⇒浄水施設のクリプトスポリジウム対策や赤水対策を行います。

#### ③水質監視体制の強化

⇒水質監視設備の整備を行います。

#### ④直結給水の促進

⇒幹線配水管を整備し、適正水圧の確保を図ります。



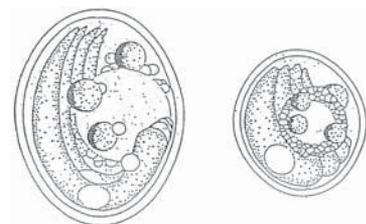
▲水道用水供給施設から受水をするために必要な本郷配水池の築造工事

### ※《クリプトスポリジウムとは》

クリプトスポリジウムは病原性原虫の一種であり、体内に入ると水様性下痢と腹痛を引き起こす場合があります。

大きさは0.004~0.006mmで卵の殻に包まれたような状態で存在し、塩素に対して強い耐性があるため浄水場における通常の塩素処理では働きを抑えることができません。

そのため、浄水場では緩速ろ過・急速ろ過・膜処理・紫外線処理など水源、水質にあった方式で浄水処理を行っています。



クリプトスポリジウム

## いつでも使える水の供給「安定」

### ■ 具体的目標と事業 ■

- ①緊急時対策  
⇒基幹施設、管路について耐震化・停電時対策を行い、また  
応急給水施設の整備などにより緊急時に備えます。
- ②老朽施設などの更新  
⇒老朽施設・管路を計画的に更新し、安定供給を図ります。
- ③配水システムの上向  
⇒基幹施設・管路の再構築を図ります。
- ④テロ対策  
⇒主要浄水場へ監視カメラを設置し、監視体制の強化を図  
ります。
- ⑤運転制御・監視の充実  
⇒中央監視制御システムの整備を進め、運転管理の適正化・効率化を図ります。
- ⑥未普及地域の解消  
⇒水道未普及地域への水道施設整備により、普及拡大を図ります。



▲橋梁下の老朽管の状況

## 環境への配慮「環境」

### ■ 具体的目標と事業 ■

- ①省エネルギー化  
⇒小規模ポンプ所などの統廃合や省エネ型設備  
の導入により、使用電力の削減など省エネ  
ギー化を図ります。



小規模小型ポンプ設備 ▶

## 維持管理水準の向上「管理」

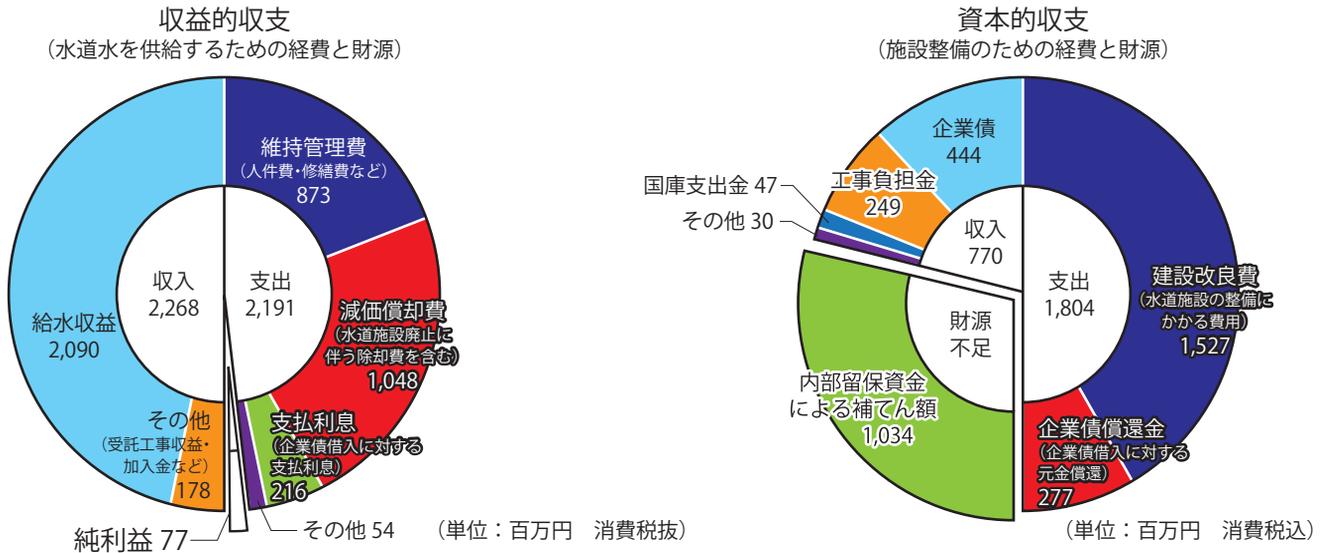
### ■ 具体的目標と事業 ■

- ①適正水圧の確保  
⇒高水圧地区で減圧弁を設置し、適正水圧を確保  
します。
- ②配水管管理のレベルアップ  
⇒老朽化した配水管などの布設替により、配水シ  
ステムの改善や維持管理の効率化を図ります。



▲配水管の再整備

## 2. 財政状況



平成 21 年度の収益的収支は、7 千 7 百万円の黒字決算となりましたが、前年度と比較すると約 1 億 4 千 7 百万円の減益となりました。前年度に比べ、使用水量の減少により水道料金収入が約 4 千万円減ったことに加え、維持管理における修繕費が 4 千 9 百万円、水道施設の整備や更新に伴う減価償却費が 5 千 6 百万円とそれぞれ増えたことが主な要因です。

資本的収支の建設改良費では、灘分浄水場自家発電設備設置工事や老朽管の更新、道路や下水道の公共事業に関連する配水管などの布設替などを行い、収支不足となった経費は内部留保資金などで補てんしました。

収益的収支の状況と見通し (税抜き)

(単位：百万円)

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給水収益	現行	2,145	2,130	2,090	2,062	2,044	2,054	2,049	2,073
	改定						2,220	2,247	2,273
その他収入		209	195	178	137	135	152	152	167
収入合計	現行	2,354	2,325	2,268	2,199	2,179	2,206	2,201	2,240
	改定						2,372	2,399	2,440
維持管理費		830	815	873	880	837	871	867	884
減価償却費		952	994	1,048	1,033	1,081	1,103	1,153	1,150
支払利息		292	227	216	219	225	249	249	276
その他		51	65	54	48	86	91	99	119
支出合計		2,125	2,101	2,191	2,180	2,229	2,314	2,368	2,429
差引純損益	現行	229	224	77	19	-50	-108	-167	-189
	改定						58	31	11

上記の表は、上水道事業における収益的収支の平成 19 年度から平成 21 年度までの決算額と平成 22 年度以降の収支見通しを示したものです。水道は市内のほぼ全域に行き渡り、上水道と簡易水道を合わせた水道普及率は約 98%に達しています。一方で人口の減少や景気の低迷、節水機器の普及などにより、水道使用量は年々減少しています。平成 23 年度以降は一部の簡易水道を上水道に順次統合するため、その分の収入が加わり、平成 24 年度以降には、給水収益が増えている年度がありますが、簡水事業を含めた水道事業全体では、使用水量の減少に伴い水道料金収入も減っています。他方、「安心、安全な水道水の安定供給」を実現するためには、前 2 ページに述べているとおり、今後も施設の整備や更新に取り組む必要があり、減価償却費は今後も増加すると見込んでいます。また、これまで人件費の削減や民間委託の推進などによりコスト縮減に努めてきましたが、施設の老朽化や簡易水道の統合により維持管理経費も徐々に増えていくものと考えています。

このため、現在の料金のままでは、今後、赤字経営になると見込んでいます。

### 3. 水道料金の改定

今回の料金改定による新たな料金表は、次のとおりです。(1ヶ月あたり)

(単位：円 消費税込)

口径	水 量 範 囲					
	基本料金	従 量 料 金 (㎡当り)				
	0～8㎡	9～16㎡	17～25㎡	26～50㎡	51～100㎡	101㎡～
13mm	1,102.5	138.60	151.20	166.95	201.60	207.90
20mm						
25mm						
30mm	174.30	181.65	187.95	187.95	201.60	207.90
40mm						
50mm						
75mm						
100mm						
150mm						
200mm						

#### 改定のポイント

- ①水道料金を平均 9.68%引き上げます。
- ②現行の料金表は、一部の金額が給水原価（水道水 1 ㎡を生産し給水するまでの費用）を下回っている状況であり、この部分の引上げ率を調整し、より給水原価に近づけています。
- ③現在の料金体系は、使用水量が多くなるほど単価が高くなっています。この従量料金における最小料金と最大料金の割合（逓増度）を 1.62 倍から 1.5 倍に縮小しました。

#### 【改定の実施時期について】

水道料金等審議会の答申では、実施時期を平成 23 年度からとされていましたが、昨今の厳しい経済状況などを考慮し、1 年遅らせて平成 24 年度からとしました。

#### 【現 行】

(単位：円 消費税込)

口径	水 量 範 囲					
	基本料金	従 量 料 金 (㎡当り)				
	0～8㎡	9～16㎡	17～25㎡	26～50㎡	51～100㎡	101㎡～
13mm	976.5	122.85	134.40	148.05	193.20	199.50
20mm						
25mm						
30mm	1,659.0	166.95	174.30	180.60	193.20	199.50
40mm	1,732.5					
50mm	2,289.0					
75mm	2,709.0					
100mm	3,139.5					
150mm	8,652.0					
200mm	17,902.5					

注) 料金単価の斜体文字は、供給単価が平成20年度決算の給水原価(150.07円)を下回っている部分

水道料金早見表(水道メーター口径が13～25mmで使用期間が1ヶ月の場合)

(単位：円 消費税込)

使用水量 (㎡)の 10の位	1の位									
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,241
10	1,379	1,518	1,656	1,795	1,934	2,072	2,211	2,362	2,513	2,664
20	2,816	2,967	3,118	3,269	3,420	3,572	3,739	3,906	4,072	4,239
30	4,406	4,573	4,740	4,907	5,074	5,241	5,408	5,575	5,742	5,909
40	6,076	6,243	6,410	6,577	6,744	6,911	7,078	7,245	7,411	7,578
50	7,745	7,947	8,149	8,350	8,552	8,753	8,955	9,157	9,358	9,560

【表の見方】1ヶ月の使用水量が22㎡の場合、縦列「使用水量(㎡)の10の位」の「20」と、横列「1の位」の「2」が交わる欄の3,118円がその水道料金です。

1ヶ月以上継続使用される場合の料金計算方法 \*2ヶ月毎に検針をして請求します。

2ヶ月の使用水量が45㎡の場合、水量を1ヶ月ずつ22㎡、23㎡に分けたそれぞれの料金3,118円と3,269円を合計した6,387円が請求額となります。

## Ⅱ. 下水道事業について

### 1. 整備状況

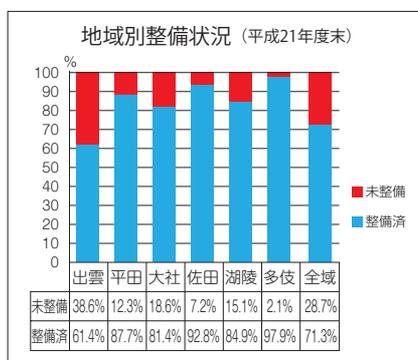
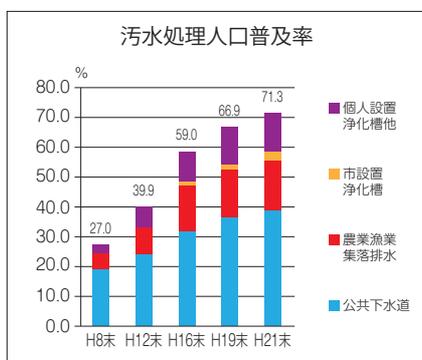
本市では、公共下水道事業が昭和 56 年に開始され、平成元年に使用が開始となりました。農村部の農業集落排水や漁村部の漁業集落排水による整備も同時期に始まり、個人設置浄化槽や市設置浄化槽などの整備も進み、合併後は、平成 18 年度に策定した「汚水処理整備計画」に基づいて、地域にあった経済的で効率的な汚水処理方法により整備を進めてきました。

平成 21 年度末現在では、普及率 71.3%・103,940 人の方が下水道を使用できる状況になっています。（\*普及率＝整備済人口 ÷ 行政人口〈145,776 人〉）

下水道の普及により、市内を流れる河川や宍道湖・神西湖などへの生活污水の流入が減少し、水質は改善されてきましたが、市内全域の整備が終了し下水道普及率が 100%になるまでには、多額の整備費用と年数が必要です。



▲きれいな水が流れる  
今市町高瀬川



▲平田地域・河下浄化センター(平成21年完成)

### 2. 財政状況

下水道の汚水処理費（維持管理費＋公債費）は、使用者負担が原則（汚水私費の原則）ですが、本市は下水道整備の途上にある状況から、使用料が著しく高額とならないように、使用料収入で不足する分を一般会計からの繰入金で、必要な収入の 5 割程度を目安に補っています。

今後、普及に伴い管理施設の増加や借入金返済のための汚水処理費が増加し、現行の使用料では必要な収入の 5 割を下回るため、今回の使用料改定が必要となりました。

下水道財政の見通し（下水道事業特別会計）

（単位：百万円）

項 目		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均	
歳入	使用料	現 行 ①	1,020	1,049	1,073	1,093	1,114	1,135	1,157	1,125
		改 定 ②				1,216	1,239	1,263	1,287	1,251
	一般会計繰入金 ③	1,076	969	1,062	1,176	1,271	1,291	1,354	1,273	
歳出	維持管理費 ④	764	725	780	887	934	876	958	914	
	公 債 費 ⑤	1,332	1,293	1,355	1,502	1,576	1,678	1,684	1,610	
	計(汚水処理費) ⑥	2,096	2,018	2,135	2,389	2,510	2,554	2,642	2,524	
使用料回 収率 (%)	現 行 ①÷⑥	49	52	50	46	44	44	44	45	
	改 定 ②÷⑥				51	49	50	49	50	

\*歳出は、下水道事業会計から、一般会計で負担すべき金額及び建設事業費を控除した額です。

\*使用料回収率 使用料収入で汚水処理費（維持管理費＋公債費）を負担している割合で、100%に近いほど独立採算に近い経営状況です。

\*維持管理費 下水道整備に伴う管理施設の増加や、古くなった施設・機械設備の修理・更新費用などにより毎年増加しますが、施設の長寿命化など効率的な管理を計画しています。

### 3. 下水道使用料の改定

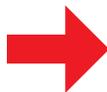
今回の料金改定による新たな料金表は、次のとおりです。(1ヶ月あたり)

#### A. 従量制〔水道メーターで計測する場合〕

##### 【現行】

(単位：円 消費税込)

区分	汚水量	使用料
基本料金	0 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	1,197
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	143.85
	21 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	173.25
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	210
	101 m <sup>3</sup> ～200 m <sup>3</sup>	233.1
	201 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup>	252
	501 m <sup>3</sup> ～	275.1



##### 【改定後】

(単位：円 消費税込)

区分	汚水量	使用料
基本料金	0 m <sup>3</sup> ～8 m <sup>3</sup>	1,260
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	9 m <sup>3</sup> ～16 m <sup>3</sup>	151.2
	17 m <sup>3</sup> ～25 m <sup>3</sup>	182.7
	26 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	199.5
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	220.5
	101 m <sup>3</sup> ～200 m <sup>3</sup>	243.6
	201 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup>	264.6
	501 m <sup>3</sup> ～	289.8

#### B. 人数制〔水道メーターで計測しない場合〕

(単位：円 消費税込)

世帯区分	現行使用料	改定使用料
1人世帯	1,806	1,896
2人世帯	2,877	3,020
3人世帯	3,948	4,144
4人世帯	5,019	5,268
5人世帯	6,090	6,392
6人世帯	7,161	7,516
7人以上世帯	8,232	8,640

※毎年4月1日の世帯人数により定めます。

#### 改定のポイント

- ①従量制(水道メーターで計測する場合)の基本料金と超過料金の汚水量区分を、上水道と同じ水量区分とすることにより、全体を7区分から8区分に改めます。
- ②一般会計からの繰入金と使用料のバランスを考慮し、管理運営費(維持管理費と公債費)に必要な収入の5割程度を使用料収入でまかないます。
- ③基本料金を約5%、平均改定率11.27%の引き上げを行いません。
- ④人数制の改定率を、従量制の基本料金と同じ平均5%引き上げます。

下水道使用料早見表(上記A. 従量制で1ヶ月の場合)

(単位：円 消費税込)

1の位 \ 10の位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,411
10	1,562	1,713	1,864	2,016	2,167	2,318	2,469	2,652	2,835	3,017
20	3,200	3,383	3,565	3,748	3,931	4,113	4,313	4,512	4,712	4,911
30	5,111	5,310	5,510	5,709	5,909	6,108	6,308	6,507	6,707	6,906
40	7,106	7,305	7,505	7,704	7,904	8,103	8,303	8,502	8,702	8,901
50	9,101	9,321	9,542	9,762	9,983	10,203	10,424	10,644	10,865	11,085

【表の見方】1ヶ月の使用量が22 m<sup>3</sup>の場合、縦列「使用水量(m<sup>3</sup>)の10の位」の「20」と、横列「1の位」の「2」が交わる欄の3,565円が使用料となります。

#### 2ヶ月分の使用料計算方法

\*2ヶ月分をまとめて請求します。

【A. 従量制の場合】44 m<sup>3</sup>使用した場合、1ヶ月は44 m<sup>3</sup> ÷ 2 = 22 m<sup>3</sup>となり、2か月分をまとめた使用料は3,565円 + 3,565円 = 7,130円となります。

【B. 人数制の場合】2人世帯の場合、1ヶ月の使用料3,020円 × 2 = 6,040円となります。

## 4. 下水道関係各制度の案内・募集

### ◎「市設置浄化槽」制度

浄化槽の設置工事を市が施工し、維持管理を実施します。

事業対象区域	公共下水道・農漁集排水事業等の計画区域外		
事業対象住宅	専用住宅（共同・長屋を除く）、併用住宅（1/2以上の居住部分）、集会所		
浄化槽の規模	10人槽以下		
設置工事〔市〕	浄化槽本体工事、1m以内の管工事、ブローの電気工事など		
設置工事〔個人〕	上記以外は個人負担（宅内外配管工事、水洗便所改装、設置場所の確保等）		
個人負担	受益者分担金 35万円（一括払い）	使用料	下水道使用料と同様に納付

### ◎「浄化槽設置補助金」制度

個人が設置する浄化槽の設置工事に対して補助金を交付します。

事業対象区域	公共下水道事業の計画区域内で事業認可区域外		
事業対象住宅	専用住宅（共同・長屋を除く）、併用住宅（1/2以上の居住部分）、集会所		
浄化槽の規模	10人槽以下	補助金額	5人槽332千円、7人槽414千円、10人槽548千円

### ◎ 金融機関による低金利の融資

水洗便所改造に伴う排水設備工事を行う場合、低金利の融資をあっせんします。

融資あっせん額	180万円以内
貸付利率	年利 1.5%
償還期間	4年（48月）以内



## 5. 浄化槽を設置しておられる方へ

浄化槽法では、きれいな川や海を守るため、浄化槽の設置者（市設置の場合は市が行ないます。）に守っていただくように、次の3点が定められています。

### ①「保守点検」を行うこと

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、年間を通じて定期的な保守点検が必要です。専門的な知識と器具が必要ですので、知事登録を受けた保守点検業者に委託して実施することをおすすめします。

### ②「清掃」を行うこと

年に1度以上、汚泥を抜き取る清掃が必要です。市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

### ③「法定検査」を受検すること

浄化槽の状態を確認するため、年に1回、(社)島根県浄化槽普及管理センターによる法定検査を受けましょう。

### 問合せ先

○下記の県担当課・関係機関または、上下水道局下水道管理課へお問い合わせください。

出雲保健所 環境保全グループ	(0853) 21 - 1197
島根県廃棄物対策課	(0852) 22 - 5261
(社) 島根県浄化槽普及管理センター	(0852) 24 - 8165

## 6. 下水道の出前講座

島根県下水道推進課では、小学校 4 年生を対象に下水道のしくみや役割などをわかりやすく解説する出前講座を実施しています。

平成 22 年度はこれまで、市内の小学校 7 校で開催されています。

また、出雲市下水道管理課では、市内の処理場など下水道施設をご案内しますので、お気軽にお問い合わせください。



▲出前講座のようす

## 下水道は正しく使いましょう

下水道は、なんでも流せるものではありません。みんなの下水道を一人ひとりが注意して、正しく大切に使いましょう。

### ●台所のゴミは流さない

野菜くずや残飯、てんぷら油などの廃油は、排水管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させますから、絶対に流さないでください。

### ●水洗トイレには水に溶ける紙をお使いください

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガム、布類を流すと、排水管の詰まりの原因になります。

### ●アルコールなどの危険物を流さない

排水管の中で爆発したりして損傷の原因になりますので、絶対に流さないでください。

### ●宅内の排水設備の維持管理

宅内の排水管・ますの維持管理は所有者の方をお願いしています。排水管の清掃業者が訪問し、清掃を勧誘するケースがありますが、市から排水管の清掃を依頼することはありません。もし、排水設備の詰まりや流れが悪いなどの問題があれば市の排水設備指定工事店へ依頼してください。



▲マンホールポンプの引き上げ点検作業の様子



▲下水管に衣類が流されて、ポンプが停止しました

休日夜間を問わず出動する緊急復旧作業の回数は、年間 2 千件近くになっています。一人ひとりが正しく使うことで、年間維持管理費を減らすことができます。

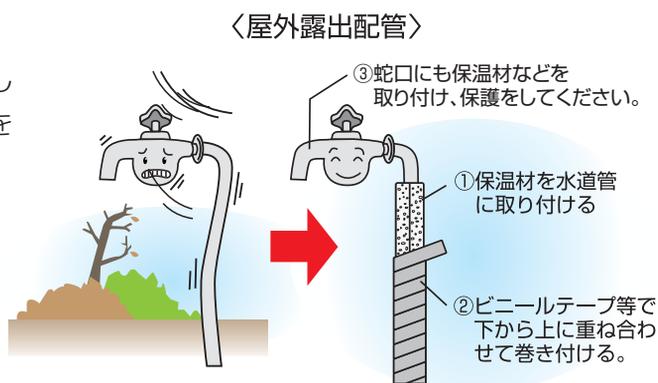
ご協力をお願いします。

# 水道使用について

## ☆水道管の破裂に注意しましょう。

水道管は気温がマイナス4℃以下になると、凍結し破裂することがあります。屋外の水道管は防寒対策をして、寒波に備えましょう。破裂した場合は、次のとおり対応してください。

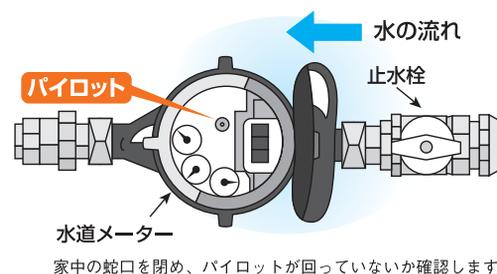
- ①メーターボックス内の止水栓を右に回して水を止める。
- ②破裂箇所に布かテープを巻きつける。
- ③最寄りの給水装置工事指定業者へ連絡し、修理を依頼してください。



## ☆宅内漏水の検査方法

破裂箇所が発見できない場合でも、床下や壁の内側の配管などから漏水していることがあります。

漏水は水道メーターで確認できます。家中の全ての蛇口を閉め、右図のパイロットが回っていたら漏水が疑われます。その場合も給水装置工事指定業者へ連絡してください。



# 上下水道局職員を装った悪質な業者に注意を!!

上下水道局では、次のようなことは行っていませんのでご注意ください。

- ①浄水器などの販売、あっせん。
- ②お客様からの依頼のない水質検査。
- ③水道管の洗浄や点検料金の請求。
- ④水道メーター交換代金の請求。

不審に思われたときは上下水道局へ連絡してください



## 問合せ先

業務	担当部署	電話番号
水道使用の開始・中止等の手続き 水道料金に関すること	水道営業課	21-3511
断水・にごり・道路の水漏れ・ 給水装置工事等に関すること	水道施設課	21-3512
下水道使用料、排水設備接続、 浄化槽設置補助金に関すること	下水道管理課	21-2226
下水道工事及び計画、 市設置浄化槽の工事に関すること	下水道建設課	21-2228
水道・下水道に関するお問い合わせは 右記の部署でもお受けしています	平田上下水道事務所	63-5554
	河南上下水道事務所	43-1211
	大社支所地域振興課	53-4442